

平成30年

第1回市議会定例会 議案第54号

函館市公害防止条例の一部改正について

函館市公害防止条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市公害防止条例の一部を改正する条例

函館市公害防止条例（昭和47年函館市条例第18号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 公害の防止に関する規制

第1節 ばい煙発生施設に関する規制（第7条～第17条）

第2節 拡声放送に関する規制（第18条～第20条）

第3節 夜間における騒音の防止（第21条・第22条）

第3章 雑則（第23条～第26条）

第4章 罰則（第27条～第31条）

附則

前文を削る。

第5条を削り、第4条を第5条とし、第3条を第4条とする。

第2条第2項から第5項までを削り、同条を第3条とする。

第1条第1項中「（平成11年函館市条例第38号）」を削り、同条中第3項および第4項を削り、第5項を第3項とし、第6項から第9項までを削り、同条を第2条とし、同条の前に次の1条を加える。

（目的）

第1条 この条例は、函館市環境基本条例（平成11年函館市条例第38号）第3条に定める基本理念にのっとり、市民の健康を保護し、およ

び良好な生活環境を保全するため、公害の発生の防止について必要な事項を定めることを目的とする。

「第2章 公害の防止に関する施策」を削る。

第6条から第12条までを削る。

第13条中「適切に」を「迅速かつ適切に」に改め、同条を第6条とする。

第14条から第17条までを削る。

「第1節 特定施設に関する規則」を「第1節 ばい煙発生施設に関する規制」に改める。

第18条第1項各号列記以外の部分中「特定施設」を「ばい煙発生施設」に、「次の各号に掲げる区分に従い」を「ばい煙発生施設を設置する工場等から排出するばい煙の量に関する許容限度について、」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「前項各号に掲げる」を「前項の」に、「定めよう」を「定め、変更し、または廃止しよう」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、函館市環境審議会が意見を聴くことを要しないと認めたものについては、この限りでない。

第3章第1節中第18条を第7条とする。

第19条の見出しを「(ばい煙の排出の制限)」に改め、同条第1項中「または汚水等排出施設」を削り、「ばい煙または汚水等」を「ばい煙」に改め、同条第2項中「特定施設」を「ばい煙発生施設」に改め、同条を第8条とする。

第20条を削る。

第21条の見出しを「(ばい煙発生施設の届出)」に改め、同条各号列記以外の部分中「特定施設」を「ばい煙発生施設」に改め、「の各号」を削り、同条第3号中「特定施設」を「ばい煙発生施設」に改め、「および数量」を削り、同条第4号中「特定施設」を「ばい煙発生施設」に改め、同条第5号中「公害の発生の防止」を「ばい煙の処理」に改め、同条を第9条とする。

第22条(見出しを含む。)中「特定施設」を「ばい煙発生施設」に

改め、同条を第10条とする。

第23条の見出しを「(ばい煙発生施設の構造等の変更の届出)」に改め、同条中「第21条第3号」を「第9条第3号」に改め、同条を第11条とする。

第24条の見出しを「(計画変更命令等)」に改め、同条第1項中「第21条」を「第9条」に改め、「および汚水等排出施設」を削り、「および汚水等の量または濃度」を「の量」に、「特定施設」を「ばい煙発生施設」に、「公害の発生の防止」を「ばい煙の処理」に改め、同条第2項を削り、同条を第12条とする。

第25条第1項中「第21条または第23条」を「第9条または第11条」に、「特定施設」を「ばい煙発生施設」に、「公害の発生の防止」を「ばい煙の処理」に改め、同条第2項中「第21条または第23条」を「第9条または第11条」に改め、同条を第13条とする。

第26条中「第21条または第22条」を「第9条または第10条」に、「第21条第1号」を「第9条第1号」に、「特定施設」を「ばい煙発生施設」に改め、同条を第14条とする。

第27条第1項中「第21条または第22条」を「第9条または第10条」に、「特定施設(騒音発生施設にあつては、その届出に係る工場等に設置する騒音発生施設のすべて。以下この条において同じ。)」を「ばい煙発生施設」に、「当該特定施設」を「当該ばい煙発生施設」に改め、同条第2項中「第21条または第22条」を「第9条または第10条」に、「特定施設」を「ばい煙発生施設」に改め、同条第3項中「第21条または第22条」を「第9条または第10条」に改め、同条を第15条とする。

第28条の見出しを「(改善命令等)」に改め、同条第1項中「そこなわれる」を「損なわれる」に改め、「、または汚水等排出施設を設置している者が、排水に係る排水基準に適合しない排水を排出するおそれがあると認めるとき」および「もしくは汚水等排出施設」を削り、「ばい煙もしくは汚水等」を「ばい煙」に改め、同条第2項および第3項を削り、同条第4項中「第19条第2項」を「第8条第2項」に、「

第1項および第3項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第16条とする。

第29条を削る。

第30条第1項を次のように改める。

ばい煙発生施設を設置している者は、ばい煙発生施設について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙が大気中に多量に排出されたときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するように努めなければならない。

第30条第2項中「前項」を「第1項」に、「そこなわれ、またはそこなわれる」を「損なわれ、または損なわれる」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の場合においては、同項に規定する者は、速やかに、その事故の状況および講じた措置の概要を市長に届け出なければならない。

第30条を第17条とする。

第31条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「。以下第39条において同じ」を削り、「行なつて」を「行つて」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「拡声機を使用する放送（以下「拡声放送」という。）を行なつて」を「拡声放送を行つて」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

何人も、拡声機を使用する放送（以下「拡声放送」という。）を行うに当たっては、静穏な生活環境を害することのないように努めるものとする。

第3章第2節中第31条を第18条とする。

第32条の見出しを「（停止命令等）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「前項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わない」を「前条第2項から第4項までの規定に違反する行為をしている者があると認める」に改め、同項を同条とし、同条を第19条とする。

第33条を削る。

第34条中「第31条第2項および第3項」を「第18条第3項およ

び第4項」に、「規則で定める公共のための拡声放送については」を「公共または祭礼の目的で拡声放送を行う場合その他の規則で定める場合には、」に改め、同条を第20条とする。

「第3節 規制基準の定めのない公害に関する規制」を「第3節 夜間における騒音の防止」に改める。

第35条第2項中「飲食店、ボーリング場、ガソリンスタンドその他」を「飲食店営業その他の」に改め、第3章第3節中同条を第21条とする。

第36条から第39条までを削る。

第40条中「第35条から第38条まで」を「前条第2項」に、「そこなわれる」を「損なわれる」に改め、同条を第22条とする。

第3章を第2章とする。

第4章を削る。

第5章中第48条を第23条とし、第49条から第51条までを25条ずつ繰り上げる。

第5章を第3章とする。

第52条中「第24条第1項」を「第12条」に、「第28条第1項もしくは第3項」を「第16条第1項」に改め、第6章中同条を第27条とする。

第53条第1項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「第19条第1項」を「第8条第1項」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「第30条第2項」を「第17条第3項」に改め、同号を同項第2号とし、同条を第28条とする。

第54条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「第21条、第22条または第23条」を「第9条、第10条または第11条」に改め、同条第2号中「第25条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条第3号中「第48条第1項」を「第23条第1項」に改め、同条第4号中「第49条」を「第24条」に改め、同条を第29条とする。

第55条中「第32条第2項」を「第19条」に改め、同条を第30

条とし、第56条を第31条とする。

第6章を第4章とする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の函館市公害防止条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の函館市公害防止条例（以下「改正後の条例」という。）中に相当する規定があるときは、改正後の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

特定施設に関する規制について、粉じん発生施設等の規制を廃止し、拡声放送に関する規制について、放送に当たっての努力義務を定め、商業宣伝を目的とする拡声放送の届出制度を廃止する等の規制の見直しを行い、および規制基準の定めのない公害に関する規制について、燃焼不適物の燃焼の制限等の規制を廃止する等の規制の見直しを行い、ならびに函館市環境基本条例と本条例との関係を踏まえ、条例の前文に代えて目的を定め、事業者の責務に関する規定を改め、および公害の防止に係る施策に関する規定を整理し、ならびに規定を整備するため